

令和8年4月8日

保護者様

下松市立下松中学校  
校長 稲垣 宏 美

## 学校感染症による『出席停止』の扱いについて

学校は生徒が集団で生活する場です。そのため、下記の一覧表にあげた病気は、「学校において予防すべき感染症」として法で定められており、これらの病気にかかった場合には、一定の期間、出席を停止させることとなっています。

そこで、これらの病気にかかっているという医師の診断が出た場合は、医師の指示に従って、ご家庭（もしくは病院など）で療養させていただいた後に登校を再開していただくようお願いいたします。なお、その間は「出席停止」となり、「欠席」扱いにはなりません。感染症にかかった場合は、すみやかに学校までご連絡くださいますようお願い致します。

| 学校において予防すべき感染症と出席停止期間 |                                                                                                                                                            |                                                                   |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 第1種                   | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9） |                                                                   |
|                       | 上記感染症の出席停止期間；治癒するまで                                                                                                                                        |                                                                   |
| 第2種                   | インフルエンザ                                                                                                                                                    | 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで（特定鳥インフルエンザ・新型インフルエンザを除く）        |
|                       | 百日咳                                                                                                                                                        | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで                           |
|                       | 麻疹                                                                                                                                                         | 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮化するまで                                           |
|                       | 流行性耳下腺炎<br>（おたふくかぜ）                                                                                                                                        | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで                        |
|                       | 風疹（3日はしか）                                                                                                                                                  | 発疹が消失するまで                                                         |
|                       | 水痘                                                                                                                                                         | 全ての発疹が痂皮化するまで                                                     |
|                       | 咽頭結膜熱（プール熱）                                                                                                                                                | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                                               |
|                       | 結核                                                                                                                                                         | } 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで                               |
|                       | 髄膜炎菌性髄膜炎                                                                                                                                                   |                                                                   |
|                       | 新型コロナウイルス感染症                                                                                                                                               | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る） |
| 第3種                   | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（マイコプラズマ肺炎など）                                                                                     |                                                                   |
|                       | 上記感染症の出席停止期間；症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで                                                                                                             |                                                                   |